

足立区新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン

第17版
(一部改訂)

令和4年12月27日

足立区新型コロナウイルス対策本部

区（主催・共催・後援）のイベント・行事及び施設利用の開催基準は次のとおりとする。
各イベント等の主催者及び施設管理者は本基準を参考に、当該イベント・施設の状況に応じて追加策を講じること。

また、本ガイドラインは東京都『事業所向け東京都感染拡大防止ガイドライン～「新しい日常」の定着に向けて～』を基本として作成した。

1 イベント及び行事の開催基準について

(1) 1回あたりの参加人数5,000人以下の場合

	屋内		屋外
	大声なしの場合（※1）	大声ありの場合（※2）	
大声ありイベント概要	【大声ありのイベント】 観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発するイベント または必要な対策を十分に施さないイベント 【大声なしのイベント】 上記以外のイベント		
収容率	100%以内	50%以内	—
	同一イベント等において「大声あり」「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合、それぞれの収容率は次のとおりとする。 「大声あり」エリアの収容率 50% 「大声なし」エリアの収容率 100%		
人数上限	収容定員の100%以内	収容定員の50%以内	—
	収容人数の定めがない施設は、十分な人と人との間隔（できれば2m、最低1m）確保するよう努めるとともに使用条件を徹底		
利用時間	通常どおり		
足立区新型コロナウイルス対策本部への報告	100人以上でかつ ① 大声での歓声、声援等が想定される場合で、収容人数の50%を超える場合 ② 人と人との間隔（できれば2m、最低1m）を確保することが難しい場合（収容人数の定めのない施設）		参加者200人以上
使用条件（原則）	手指消毒、検温（観客はマスク着用、換気）		
その他イベント開催要件	① 地域の祭りや屋外の音楽祭等 【大声ありの場合】 十分な人と人との間隔（できれば2m、最低1m）を確保すること。 【大声なしの場合】 人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保すること。 ② バスによる移動を伴う催事等 換気等の感染対策に十分配慮すること。特に区主催の催事等で宿泊を伴う場合、乗務員の宿泊場所についても十分な感染対策を行うこと。		

- ※1 地域説明会・相談会、クラシック音楽・歌劇・合唱・吹奏楽等のコンサート、演劇、舞踊、伝統芸能、演芸、講演会、展示会、商談会等
- ※2 ロックコンサート、ポップコンサート、スポーツイベント、キャラクターショー等の公演、ライブハウス、ナイトクラブでのイベント
- ※3 足立区内でのイベント等開催時における飲食の取扱いについては、別紙1（7ページ）を参照
- ※4 保育園、学校等の行事については、別途慎重に対応
- ※5 学校施設貸出における利用制限については、別紙2（8ページ）を参照
- ★ 会議の開催時においても感染拡大防止策に取り組むこと

(2) 1回あたりの参加人数5,000人超の場合（大規模イベント）

東京都が示す次の感染対策に全て取り組むとともに、イベント開催前には都に対して「感染防止安全計画（都指定の書式使用）」を必ず提出し、確認を受けたもののみ開催できることとする。

対策項目	対策内容
飛沫感染等の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切なマスク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）の正しい着用の周知・徹底 ・ イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保 ・ 機械換気による常時換気または窓開け換気 ・ イベント参加者によるこまめな手洗・手指消毒の徹底や、主催者側によるイベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント会場の消毒の実施 <p>【「大声あり」「大声なし」エリアを区分して開催する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大声ありエリア・大声なしエリアの明確な区分があり、それぞれにおけるイベント参加者間の適切な距離の確保 ・ 大声なしエリアにおける、大声を防止するための対策の実施
飲食時の感染対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食時の感染対策（食事中以外のマスク着用、飲食に伴いマスクを外す際の会話自粛等）の徹底の周知
イベント前の感染対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発熱等の症状がある者のイベント参加の自粛の呼びかけ
感染拡大対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベントで感染者が発生した際の参加者への注意喚起 例) 感染者が発生した際にHP等を活用して参加者へ周知する
出演者やスタッフの感染対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出演者やスタッフによる、練習時・本番等の健康管理や必要に応じた検査等の実施 ・ 舞台と客席との適切な距離の確保など、出演者やスタッフから参加者に感染させないための対策の実施

2 イベント参加者及び施設利用者向け対策

(1) 入場時等における対策

- ・ 施設入口に「発熱のある方、体調不良の方は入場をご遠慮ください」という趣旨の張り紙を掲出する【足立区独自】
- ・ 入場者の列の間隔は2 m以上（最低1 m）確保するよう努める。このための職員による行列の整理、立ち位置の目印を付すなど、入場整理を行うことで混雑を避ける
- ・ 不特定多数の区民等が出入りする屋内の区施設の場合は、会話の有無を問わずマスク着用を推奨する
- ・ 上記以外の場合、マスクの着用は別紙3（9ページ）のとおりとする
 - ※ マスク着用等の張り紙を掲出する
 - ※ マスクを所持していない場合は配布する【足立区独自】
- ・ 発熱が疑われる利用者に対しては、非接触式体温計を用いて体温を測定し、発熱が認められる場合は入場を制限する
- ・ 入場口や施設内各所に消毒備品等を設置し、入場者の手洗いや手指消毒の徹底を図る
 - ※ 施設入場時に手指消毒の実施を促す張り紙を掲出すること【足立区独自】
- ・ エレベーター内では、他の利用者とのソーシャル・ディスタンスを保ち、会話は控える
- ・ 施設の規模に応じて入場者数や滞在時間の制限を設ける（とりわけ屋内施設で歓声や声援を伴うものについては、3密（密閉、密集、密接）にならないよう入場者数の制限に十分留意する）

(2) 施設内における対策

- ・ 30分に5分、もしくは1時間に5～10分適宜換気を行う【足立区独自】
- ・ 可能な場合は窓、出入り口等を常時または適宜解放する【足立区独自】
- ・ 施設内における座席や利用場所の配置を工夫するなど、人と人との間隔には配慮する
- ・ 利用者に対し、手洗い・消毒の慣行に加え、大声の会話を慎むよう適宜アナウンスする
- ・ 複数の人が使用する場所（トイレなど）、手や口が触れるようなもの（商品やコップ類など）をこまめに消毒・洗浄する
- ・ 利用者や来場者等に対する紙やチラシ類、販促品などの物の配布は手渡しで行うことは中止し、机等に設置するなど、据え置き方式で行う
- ・ 喫煙スペースがある場合は、3密（密閉、密集、密接）にならないよう利用者数の制限を設け、利用者に対して周知徹底を図る

3 主催者（従業員）向け対策

（1）職員の体調管理

- ・ 職員が使用する制服や衣服は、こまめに洗濯する
- ・ 職員に対し、出勤前の検温や新型コロナウイルス感染症を疑われる症状の有無を確認させ、毎日の報告を徹底する
- ・ 体調不良の場合は、休養を促し、勤務中に体調不良となった場合には、直ちに帰宅させ自宅待機とする

（2）営業中における対策

- ・ 職員にこまめに石鹸で手洗いを行うよう指導する
- ・ 職員がこまめに手洗いでできない状況である場合は、適宜手指消毒を行うよう指導する
- ・ 手指消毒は市販のアルコール消毒液を原則とする【足立区独自】
※ 市販のアルコール消毒液の入手が困難な場合は、危機管理部が備蓄している高濃度アルコールを供出する【足立区独自】
- ・ 職員に勤務中のマスク着用を促す
- ・ 適宜換気を行う【足立区独自】
- ・ 可能な場合は窓、出入り口等を常時または適宜解放する【足立区独自】

（3）更衣室・休憩時等における対策

- ・ 更衣室・休憩室の規模に相応しい人数以上の入室を制限し、休憩する際も対面での食事や会話をしないよう徹底する
- ・ とくに屋内の休憩スペースについては、座席間のスペースを十分にとり、できる限り常時換気を行う
- ・ 職員同士が共有する物品や、手が頻繁に触れる場所をなるべく減らし、共有を避けることが難しい物品等（テーブル、椅子等）は、定期的に消毒する
- ・ 職員は、更衣室・休憩室に入退室する前後の手洗い・消毒を徹底する

4 施設環境整備

（1）レジ・窓口等における対策

- ・ レジや窓口など人と人の対面が想定される場所に、アクリル板や透明ビニールカーテンなどを設置し遮蔽する
- ・ レジ前など利用者の列が想定される場合には、立ち位置の目印を付すなど行列の整理を行うことで混雑を防ぐ
- ・ チケットレス、キャッシュレスなど、非接触によるやり取りが可能な手法をできる限り導入し接触機会を回避する

（2）トイレにおける対策

- ・ 適時、手袋・マスク着用の上、定期的に拭き上げ消毒を行う
- ・ ハンドドライヤー利用や共用タオルの使用は中止し、できる限り、ペーパータオルを設置する
- ・ 個室ではない便器（男性用小便器など）の利用に当たっては、一つおきに使用するよう、利用者に対して周知を図る

(3) ごみの廃棄における対策

- ・ 鼻水、唾液などが付いたマスク等のごみは、ビニール袋に入れて紐を縛るなど密閉した上で捨てるよう表示する
- ・ ごみを回収する従業員は、収集の際に手袋・マスクを着用し、手袋・マスクを脱いだ後は、必ず石けんと流水で手を洗ったうえで、手指消毒を徹底する

5 消毒・清掃について

- ・ 不特定多数の人が触れる場所・器具等（ドアノブ、タッチパネル、ベンチ、エレベーターのボタン等）は、次亜塩素酸ナトリウム水溶液による消毒を原則とする
- ・ 消毒液を雑巾、ペーパータオル等に含ませ拭き取る【足立区独自】
- ・ 使用した雑巾は再利用、ペーパータオルは通常のごみと同様に廃棄する【足立区独自】
- ・ 消毒は次の機会に実施する【足立区独自】
 - ア 共用スペースは施設開館前、閉館後のほか、日に数回実施する
 - イ 会議室等貸出スペースについては、貸出終了ごと、利用者の入替ごとに実施

6 各業種に共通する感染拡大防止の主な取組例

東京都『事業者向け東京都感染拡大防止ガイドライン～「新しい日常」の定着に向けて～』を参照すること

区施設やイベントにおける飲食等について

1 イベント

区（主催・共催・後援）が関わるイベントは酒類の持込み及び提供は不可とする。

2 区施設等

施設	内容
屋内の区施設 (住区センターなど)	<ul style="list-style-type: none"> 区施設への酒類の持込みは不可とする 感染対策を徹底したうえで、飲食は可とする
屋外の区施設 (公園、防災広場など)	<ul style="list-style-type: none"> 感染対策を徹底したうえで、飲食は可とする イベント会場内での酒類の提供はできる限り控える
その他施設【屋内外問わず】 (商店街、芸術センターなど)	※ 下記注意事項を参照

※ 注意事項

- ① 会場内で飲食スペースを設け、感染拡大を防止するための措置を施したスペースに限って行うことを可とし、それ以外の場所での飲食は不可とする。
- ② 1か所の飲食スペースを不特定多数で利用することを避けるようにするとともに、他グループと相席とならないようにする。
- ③ 定期的に清掃、テーブルの消毒を行う。
- ④ テーブル、座席を配置する際は、他グループとの間隔を2m以上（最低1m）確保するよう努める。
- ⑤ 飲酒による大声発生等の問題発生時には退場処分や酒類の提供中止等を行うとともに、本対応の実施をあらかじめ来場者に周知する。

3 その他

- (1) 不特定多数の区民等が出入りする屋内のイベントでは、イベント従事者及び来場者ともに、会話の有無を問わずマスク着用を推奨する。
- (2) 上記以外の場合、マスクの着用は別紙3（8ページ）のとおりとする。
- (3) イベント従事者、来場者への検温を実施する。
- (4) 新型コロナウイルス感染防止策として、消毒液の配置、手洗いスペースの確保等を適切に行う。
- (5) イベント会場には、従事者の中から当該イベントがガイドラインに沿って実施されていることを確認する「指導員」を配置する。

学校施設貸出における利用制限について

1 利用制限内容

(1) 施設利用人数について

施設名等	大声なしの場合（※1）	大声ありの場合（※2、3）
教室 （多目的室、その他 特別教室も含む）	40人以内 ただし人と人との間隔を2m以上 （最低1m）確保するよう努めること	20人以内
体育館	人数の定めなし ただし人と人との間隔を2m以上 （最低1m）確保するよう努めること	80人以内
校庭	人数の定めなし ただし人と人との間隔を2m以上（最低1m）確保するよう努めること	

※1 地域説明会、相談会、講習会、茶道、将棋、かるた、囲碁等

※2 民謡や合唱、吹奏楽などの練習等

※3 スポーツ（バレーボール、バスケットボール他）等

(2) 保護者の観覧について

適切な感染対策（検温、マスク着用、手指消毒、換気、3密の回避等）や人数制限（1家族1名程度など）、観覧位置の制限等を十分に行った上で、観覧を可とする。

※ マスク着用の考え方については、別紙3（9ページ）参照

(3) 文化的行事・体育的行事に関する利用条件について

学校における教育活動の制限に準じ、音楽会、文化祭、合唱コンクール、運動会など様々な主体が参加する行事での学校施設利用については、参加者の制限、規模の縮小、内容の変更等により感染症拡大防止策を講じ、かつ各学校と個別に協議を行うことを条件に利用可とする。

2 学校開放事業について

学校開放事業においても、「1 利用制限内容 （1）施設利用人数」について、同様の取扱いとする。

屋外、屋内及び就学前児のマスク着用の考え方について

令和4年5月20日（金）付けの厚生労働省の通知等を踏まえ、マスク着用の考え方は次のとおりとする。

1 屋外でのマスク着用

	身体的距離が確保できる (2m以上が目安)	身体的距離が確保できない
会話を行う	着用の必要はない	着用を推奨する
会話をほとんど行わない	着用の必要はない 事 例 ・ ランニングなど離れて行う運動 ・ 鬼ごっこなど密にならない外遊び	着用の必要はない 事 例 ・ 徒歩での通勤など、屋外で人とすれ違うような場合

【注意事項】

- ・ 夏場など熱中症のリスクが高まる場合は、マスクを外すことを推奨
- ・ お年寄りと会う時や病院に行く時などハイリスク者と接する場合はマスクを着用

2 屋内でのマスク着用（学校屋内での着用については教育委員会で別途基準を明示）

	身体的距離が確保できる (2m以上が目安)	身体的距離が確保できない
会話を行う	着用を推奨する（※1）	着用を推奨する
会話をほとんど行わない	着用の必要はない	着用を推奨する 事 例 ・ 通勤電車の中

※1 十分な換気など感染防止対策を講じている場合は外すことも可

3 就学前児のマスク着用

- (1) 2歳未満（乳幼児）は引き続き、マスク着用を推奨しない。
- (2) 2歳以上は発達状況や体調等を踏まえ、一律にマスク着用を求めない。ただし、施設内に感染者が生じている等、施設管理者の判断により可能な範囲で着用を求める場合がある。